

令和4年度

定期監査（上期）報告書

帯広市監査委員

帯 監 査 第 50 号

令和4年7月27日

帯 広 市 長 米 沢 則 寿 様

帯 広 市 議 会 議 長 有 城 正 憲 様

帯 広 市 公 営 企 業 管 理 者 中 野 雅 弘 様

帯 広 市 監 査 委 員 川 端 洋 之

帯 広 市 監 査 委 員 秋 田 勝 利

帯 広 市 監 査 委 員 大 竹 口 武 光

定期監査の結果に関する報告書の提出について

地方自治法第199条第4項の規定に基づき実施した令和4年度定期監査（上期）について、同条第9項の規定により、その結果に関する報告書を提出します。

定期監査報告書

地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査について、帯広市監査基準に準拠し、次のとおり実施した。

第1 監査の種類及び対象事務

1 種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく財務監査（定期監査）

2 対象事務

財務に関する事務の執行

第2 監査の実施期間

令和4年4月21日から令和4年7月20日まで

第3 監査の目的と概要

本監査は、効率的な行政運営の確保に資することを目的として実施した。

収入事務は、調定、徴収、滞納整理等の収納状況を含む事務全般について、支出事務は、事務事業に係る支出負担行為等の執行状況全般について監査を行った。

また、過去の監査結果やリスクの内容及び程度を勘案し、令和3年度定期監査と同様に「徴収事務・滞納整理事務の執行状況について」を重点的に監査すべき項目（以下「重点項目」という。）として監査を行うとともに、過去の定期監査における指摘事項等の是正状況についても確認を行った。

第4 監査の項目

- 1 収入及び支出事務等の執行状況について
- 2 徴収事務・滞納整理事務の執行状況について（重点項目）
- 3 過去の指摘事項等の是正状況について

第5 監査の対象部局及び範囲、方法

1 対象部局

部	室	課
市民福祉部	生活支援室	生活支援第1課、生活支援第2課
	健康保険室	健康推進課、国保課
経済部	経済室	経済企画課
	商業労働室	商業労働課
都市環境部	都市建築室	建築開発課
	土木室	土木課、管理課、道路維持課
	(会計管理者)	会計課
上下水道部	経営室	総務課
	技術室	下水道課

2 範囲

令和3年4月1日から令和4年3月31日までに執行された事務

3 方法

監査を行う歳入及び歳出の項目等については抽出を行い、対象課から帳簿等の関係資料の提出を求め、これらの書類を調査するとともに必要に応じて関係職員から説明を受けるなどの方法により監査を行った。

第6 監査の結果

1 収入及び支出事務等の執行状況について

本報告書に特記すべき事項はなかった。

2 徴収事務・滞納整理事務の執行状況について（重点項目）

重点項目の監査を進めるに当たっては、次の(1)から(5)までに掲げる項目を着眼点とし、それぞれの項目ごとに監査結果を記載した。

- (1) 納入の通知は適正に行われているか
本報告書に特記すべき事項はなかった。
- (2) 過誤納金の還付手続は適正に行われているか
本報告書に特記すべき事項はなかった。
- (3) 延滞金又は遅延損害金の徴収事務は適正に行われているか
本報告書に特記すべき事項はなかった。
- (4) 滞納状況及びその理由を明確に把握し、かつ、記録しているか
本報告書に特記すべき事項はなかった。
- (5) 督促、催告及び時効の完成猶予又は更新の手続は適時かつ適正に行われているか
次の収入科目に係る督促について、行政手続制度上、不利益処分をする場合には、原則としてその理由を提示する必要があるところ、督促状に当該処分の根拠条項を記載していなかった。

収入科目	所管課
生活保護費返還金収入	生活支援第1課、生活支援第2課
道路占用料	管理課

3 過去の指摘事項等の是正状況について

本報告書に特記すべき事項はなかった。

第7 監査の結果に関する意見

収入及び支出事務等の全般について監査した結果、事務処理はおおむね適正に行われていることを確認しました。

しかしながら、監査の結果に記載のとおり、重点項目として監査した徴収事務及び滞納整理事務に関し、行政手続制度において定められた手続がなされていない事例が見受けられました。

徴収事務及び滞納整理事務は、市民の財産に直接的に影響を及ぼすものであり、その事務手続は、誤りのないよう細心の注意を払いながら進めることが必要ですので、事務の基本となる法令等の理解の促進を図りながら、より一層、適正な事務執行の確保に努められることを求めます。

今後におかれましては、今回の監査結果等を全庁的な課題とし、改善に取り組まれることを期待いたします。